

長期優良住宅等の完了報告書、風致許可申請などの 郵送等による受付・返却について

■対象業務

手数料の納付を伴わない次の手続きについて、郵送等により受付・返却対応を行っています。

□長期優良住宅

- ・ 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書
- ・ 軽微な変更届
- ・ 取下届
- ・ 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

□低炭素建築物

- ・ 低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了した旨の報告書
- ・ 建築主の変更届
- ・ 取下届
- ・ 低炭素建築物新築等計画を取りやめる旨の申出書

□横浜市風致地区条例

- ・ 風致地区内行為許可申請書
- ・ 風致地区内行為完了(廃止)届
- ・ 風致地区内行為変更届出書（軽微な変更届）

■申請・受付・受領等手続きの流れ

1. 「郵送等送付票」をダウンロードして、必要事項を記入してください。
2. 書類一式（2部）、送付票、返信用封筒を同封の上、到達が確認できる方法（例：レターパックプラスなど）により郵送してください。なお、返信用（レターパックプラス又はライト）には、お届け先の郵便番号、おところ、おなまえ等の記入の上、追跡番号シールは、剥がして保管するなど配送状況の確認にご利用ください。
3. 必要書類が整っている場合、到達した日が受付日となります。日付は空欄でご提出下さい。風致の許可申請については、到達後メールにて受付番号をお伝えします。
4. 修正等があれば、電話や電子メール等でご連絡します。差し替えが必要な場合、差し替え書類（2部）を、追加で郵送してください。
5. 内容確認後、郵送での副本返却となります。（発送の連絡は省略します。）

郵送先：

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階
横浜市建築局 建築指導部 建築企画課 建築環境担当 宛て

■留意事項

※郵送等は追跡サービスなどで到達が確認できるものとするなど、申請者の責任において行ってください。また郵送等にかかる費用は申請者が負担してください。

※状況により、郵送物が市役所に到着してから当課に届くまでに時間がかかることがあります。郵送する際は、到着日に2～3日ほど余裕をもって郵送していただくようお願いします。

■問い合わせ先

横浜市建築局建築企画課 建築環境担当 電話 045-671-4526

e-mail : 長期優良住宅 kc-chouki@city.yokohama.lg.jp 低炭素建築物 kc-teitanso@city.yokohama.lg.jp
風致地区 kc-fuchi@city.yokohama.lg.jp